

# 静岡県農林漁家民宿を開業しませんか

いつもの暮らしの中にある地域の魅力を
訪れる方々へ届ける取組です

静岡県中部農林事務所は農林漁家民宿の開業を支援しています。

## 静岡県農林漁家民宿とは

〈 定義 〉
「農林漁業体験民宿業（農業体験等の役務の提供又は斡旋）」を営む簡易宿所営業

〈 基準 〉
・個人または法人（任意団体を除く）が営むものであること
※ 農林漁業者以外の者（個人に限る）も開業できます。
・役務（農作業、調理、文化に関する体験等）の提供を行うこと
・客室延床面積が33㎡未満であること。

## ～「静岡県農林漁家民宿」開業までの流れ～

① 民宿開業計画の作成

② 申請用書類の準備
・・・中部農林事務所までご相談ください

③ 事前調整

④ 「静岡県農林漁家民宿」確認申請
・・・中部農林事務所まで申請願います

⑤ 「静岡県農林漁家民宿」確認書の交付

⑥ 各種関係法令に係る申請

⑦ 関係法令 許可証の交付

⑧ 開業 ！

開業に関する御質問、御相談は、静岡県中部農林事務所地域振興課まで

〈 問い合わせ先 〉

**静岡県中部農林事務所**

〒 422-8031　静岡市駿河区有明町２番20号
電話番号　054-286-9281　FAX番号　054-286-9282
Mailアドレス　AFO-chubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp